

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

| |
|--|
| 法 令 名：技能検定員審査等に関する規則 |
| 根 拠 条 項：第16条第1項 |
| 処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付 |
| 原権者（委任先）：長崎県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： |
| 審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。） |
| 標 準 処 理 期 間：7日 |
| 申 請 先：警察本部交通部運転免許管理課 |
| 問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許管理課（0957-53-2128） |
| 備 考： |